

その他添付資料

- (1) 国の新たな食料・農業農村基本計画のポイント
- (2) 本県農業の地球温暖化への適応
- (3) 静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例 条文
- (4) 静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会規則 条文

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

国内の農業生産の増大

目標

○食料自給率

- ・摂取ベース: 53%
- ・国際基準準拠: 45%

+

安定的な輸入の確保

+

備蓄の確保

食料自給力の確保

(農地、人、技術、生産資材)

目標

○農地の確保

[農地面積: 412万ha]

○サステナブルな農業構造

49歳以下の担い手数:
現在の水準
(2023年: 4.8万) を維持

○生産性の向上

(労働生産性・土地生産性)

- ・1経営体当たり生産量: 1.8倍
- ・生産コストの低減:
(米) 15ha以上の経営体
11,350円/60kg→9,500円/60kg
(麦、大豆) 2割減(現状比)

輸出の促進

(国内の食料需要減少下においても供給能力を確保)

目標

○農林水産物・食品の輸出額

[輸出額: 5兆円]

➤ 農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し**、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出**の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、**農地・水を確保**するとともに、地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進
- サステナブルな農業構造の構築**のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減**を図るため、**農地の大区画化**、情報通信環境の整備、**スマート農業技術の導入・DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集・合理化等を推進
- 生産資材**の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開**及び**インバウンド**による食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

農業経営の「収益力」を高め、
農業者の「所得を向上」

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

食品産業の発展

合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる

物理的アクセス+ 経済的アクセス
+ 不測時のアクセス

環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

- 温室効果ガス削減量（2013年度比）
〔削減量：1,176万t-CO₂〕

多面的機能の発揮

➤ 食料システムの関係者の連携を通じた

「国民一人一人の食料安全保障」の確保

- 原材料調達安定化、環境・人権・栄養への配慮等食品等の持続的な供給のための取組を促進
- コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進
- ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

➤ 「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

- GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン(仮称)」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進
- バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進
- 多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制の強化により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全
地域の共同活動の促進

農村との関わりを持つ者の増加

機会の創出+ 経済面の取組+ 生活面の取組

目標

- 農村関係人口の拡大が見られた市町村数
〔市町村数：630〕
- 農村地域において創出された付加価値額
〔付加価値額：22兆円〕

中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

➤ 地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、
「きめ細やかな中山間地域等の振興」

- 2025年夏を目途に「地方みらい共創戦略」を策定し、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」の下、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出
- 所得向上や雇用創出のため、農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出
- 生活の利便性確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の生活インフラ等を確保
- 中山間地域等の振興のため、農村RMOの立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を活かした農業で稼ぐための取組を支援

国民理解の醸成

- 農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進

本県農業の地球温暖化への適応

(農業局農業戦略課)

1 要 旨

近年の酷暑により、農産物の収量や品質が大幅に低下するなど甚大な影響が生じている。地球温暖化に対応するため、農林技術研究所等から成る専門対策チームにおいて、本県作物の高温耐性品種や高温軽減技術の開発・普及を加速化させるとともに、気候変動に適応した新たな作物として期待されるアボカドの導入・産地化の推進のため、栽培技術及び流通チャネルの確立に向けた取組を進める。

2 地球温暖化への適応に向けたこれまでの主な取組

- ・イチゴ：‘きらび香’、ミカン：‘春しずか’、ワサビ：‘ふじみどり’を開発
- ・水稻：‘にじのきらめき’を奨励品種として選定
- ・施設園芸：高温軽減技術の開発（光制御技術、バイオスティミュラント（生物刺激剤）効果検証）

3 令和7年度の主な取組

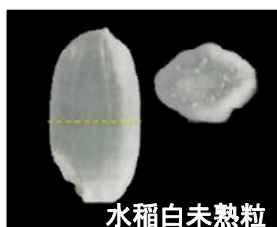
（1）気候変動専門対策チーム（R7.5.8 立ち上げ）

区 分	構成員
対策チーム	農業戦略課、農産振興課、先端農業推進室、畜産振興課、各研究所、各農林事務所、大学、企業(AOI 入居企業)、生産者団体等
取組内容	(1) 新成長戦略研究による高温耐性品種及び軽減技術開発(R7-8) ・水稻、イチゴ、ワサビ、施設園芸 (2) 普及活動による暑熱対策技術の普及 ・対策事例集の作成、調査研究による現場実証・普及 (3) web セミナーの開催 ・昇温抑制技術及び病虫害対策

（2）しずおかアボカド産地化プロジェクト（R7.5.28 キックオフフォーラム開催）

区 分	取組内容
栽培技術の確立	・5月28日にアボカド栽培の基礎知識の普及を目的としたキックオフフォーラムを開催し、農業者58名を含む120名が出席 ・県内園地約10か所で栽培環境調査（R7.7 開始） （園地公募期間：R7.5/2～6/6） ・本県に適した栽培方法や栽培適地を検討
流通チャネルの確立	・出口戦略を明確化するため、流通事業者等と連携しマーケティング調査等を10月以降に実施予定

<参考> 高温による障害



水稻白未熟粒



トマト裂果

アボカドの果実



静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例

平成 17 年 12 月 26 日

条例第 94 号

静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例をここに公布する。

静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 基本計画(第 9 条)

第 3 章 主要な施策(第 10 条—第 19 条)

第 4 章 静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会(第 20 条・第 21 条)

附則

私たちが暮らすふじのくに・静岡県の農業は、海岸から富士山、南アルプスの山々に至る風情豊かな環境のもと、温暖な気候と豊かな水資源を活かしながら、多様な農産物を生産し、また、生産活動を通じて県土の保全や水資源のかん養、自然災害の防止、安らぎを醸し出す景観の創造など、多面的な機能を発揮することで、健やかで潤いにあふれた豊かな県民生活をはぐくみ支えてきた。

このような農業の役割は今後も変わることなく、私たちの暮らしに等しく恩恵をもたらすものであり、すべての県民が守っていく必要がある。

しかしながら、近年、農産物の輸入自由化による競争の激化、農業従事者の減少及び高齢化の進行に伴う担い手不足、耕作放棄地の増大、価格の低迷による所得の減少など食料や農業及び農村を取り巻く環境は大きく揺れ動いている。

このような状況の中にあって、食と農がはぐくみ支える豊かな暮らしを確保するには、競争力ある静岡県農業を振興することはもとより、すべての県民が食の重要性和農業や農村の果たす役割や意義を十分認識したうえで、生産、加工、流通及び消費のそれぞれの立場で積極的にその役割を果たすことが重要である。

私たちは、これまでに多くの先人が培ってきた農業・農村を県民の貴重な財産としてはぐくむとともに次代に継承し、将来にわたって安全で良質な食料及び農産物が安定的に生産され、かつ供給され、農業や農村の有する多面的な機能が発揮されることにより、引き続き、健やかで潤いあふれる豊かな暮らしを享受するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、県民生活において食と農が果たす役割の重要性にかんがみ、本県の農業及び農村の振興についての基本理念及びその実現を図るための必要な事項を定め、それらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本県農業の持続的な発展、活力あふれる農村の確立及び県民の健やかで安全な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 本県の農業及び農村の振興については、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- (1) 消費者が安心できる安全で良質な食料及び農産物が安定的に生産されるとともに供給され、消費者と生産者の信頼関係が築かれるとともに、農業及び農村に対する県民の理解が深められること。

- (2) 地域の特性を活かし、安定的な農業経営が確立され、将来にわたり意欲的な農業が持続的に営まれること。
- (3) 農業及び農村がはぐくんできた水資源のかん養、潤いと安らぎを醸し出す良好な景観の創造、自然環境の保全、伝統文化の継承等多面的な機能が将来にわたって維持されること。

(県の責務)

第3条 県は、基本理念にのっとり、農業及び農村の振興施策を策定し、国、市町、県民、農業者、農業団体、食品関連事業者等と連携を図りながら、その施策を着実に推進する責務を有する。

- 2 県は、食料、農業及び農村に関する情報の提供等を通じて、農業及び農村の振興に対する県民の理解を深めるよう努めるものとする。
- 3 県は、農業及び農村の振興施策を通じて、県民に対する食料供給力の向上を図るため、農業生産力の維持拡大に努めるものとする。

(市町への要請及び支援)

第4条 県は、市町が基本理念にのっとり、かつ、それぞれの自然的社会的条件に応じて、農業及び農村の振興計画の樹立、現状の把握並びに住民への情報公開に積極的に努めることを働きかけるものとする。

- 2 県は、市町が実施する農業及び農村の振興に関する施策について、情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第5条 県は、農業及び農村の振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(農業者及び農業団体の役割)

第6条 農業者及び農業団体は、農業及び関連する活動を行うに当たっては、自らが安全で良質な食料及び農産物の供給並びに活力ある農業・農村づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、食生活の重要性並びに農業及び農村の役割及び意義に関する理解を深め、県内産の食料及び農産物の消費に積極的に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、消費者に対する正確な情報の提供、安全で良質な食品の安定的供給、農業との連携を通じた食品流通の合理化及び県内産農産物の有効利用と消費拡大に努めるものとする。

第2章 基本計画

(基本計画の策定)

第9条 知事は、農業及び農村の振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 農業及び農村の振興施策についての基本的方針
- (2) 県内農産物の生産高その他の農業及び農村の振興に関する目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農業及び農村の振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会の意見を聞かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化等を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 主要な施策

(安全な農産物の安定的な供給等)

第10条 県は、安全で良質な農産物の生産及び供給を図るとともに消費者の安心の醸成に資するため、生産、加工及び流通の各段階における安全管理の徹底指導その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、農産物の安定的な生産及び供給を図るため、生産体制及び流通体制の整備、価格安定に向けた取組等の施策を講ずるものとする。

(担い手の確保・育成等)

第11条 県は、意欲ある担い手の確保及び育成並びに経営能力の向上を図るため、教育及び研修の実施、法人化の推進、営農組織の育成、融資制度の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、地域の農業を守るため、多様な担い手に対する営農支援及び就農支援のための施策を講ずるものとする。
- 3 県は、女性の農業経営及びこれに関連する活動への参画を促進するとともに、高齢農業者が生きがいを持って活動するための環境整備を促進するものとする。

(農地の確保)

第12条 県は、農業生産に必要な農地の確保を図るため、地域の特性に応じて、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進、耕作放棄地の発生防止等に必要な施策を講ずるものとする。

(農業生産基盤の整備等)

第13条 県は、農業の生産性の向上、農業生産の安定並びに農業及び農村の持つ多面的機能の維持を図るため、環境との調和に配慮しつつ、農地、農業用排水施設等の農業生産基盤の計画的な整備及びこれらの機能の維持増進に必要な施策を講ずるものとする。

(食品関連事業者との協働の促進)

第14条 県は、農業者が食品関連事業者と連携し主体性と創意工夫を発揮して経営展開を行うことのできる環境を整備するものとする。

(研究開発の推進)

第15条 県は、農産物の高品質化、生産性の向上等農業生産力の維持拡大を図るため、新品種の開発及び生産の安定化・省力化に関する技術、農産物の加工に関する技術等の研究開発を推進するとともに、その成果の普及のための施策を講ずるものとする。

(環境に配慮した農業の推進)

第16条 県は、農業生産活動における環境への負荷低減の推進及び自然循環機能の維持増進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等の振興)

第17条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)において、健全な農業生産活動が継続的に行われ、かつ、多

面的機能が発揮されるよう、地域の特産物の生産、販売等を通じた農業その他関連産業の振興等必要な施策を講ずるものとする。

(食と農に対する県民の理解の促進)

第18条 県は、県民の食文化の向上及び食育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、安全で良質な農産物の安定的な生産及び供給に資するため、地域の農産物を地域で利用し、消費する地産地消の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(都市と農村の交流)

第19条 県は、県民の農業及び農村に対する理解を深めるため、都市と農村の交流、市民農園等における農業体験、農村体験等の促進に必要な施策を講ずるものとする。

第4章 静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会

(設置)

第20条 県に、静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 各年度における農業及び農村の動向並びに県が実施した農業及び農村の振興施策及びその効果
 - (2) 農地の効率利用に関する事項
 - (3) 農山村の振興に関する事項
 - (4) 食料の生産振興及び食料自給率に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事の諮問による農業及び農村の振興に関する重要事項

- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会への報告)

第21条 知事は、審議会における審議内容について毎年度議会へ報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会規則

平成18年3月31日

規則第24号

静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会規則をここに公布する。

静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例(平成17年静岡県条例第94号。以下「条例」という。)第20条第4項の規定に基づき、静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 条例第20条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者
- (2) 農業者の意見を代表する者
- (3) 農業団体を代表する者
- (4) 消費者の意見を代表する者
- (5) 食品関連事業者が組織する団体を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済産業部において処理する。

(一部改正〔平成19年規則29号・22年18号〕)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第18号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。